

基安安発第 0814001 号

平成 19 年 8 月 14 日

社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

派遣労働者の労働災害に関する労働者死傷病報告の取扱いについて

標記報告につきましては、従来より、派遣先及び派遣元事業者双方から提出することが義務付けられているところでありますが、平成 16 年 3 月より、労働者死傷病報告の様式が改正され、派遣労働者に係る労働災害については、派遣先・派遣元の明示や、派遣先事業場名の明記等が義務付けられたところ（別紙参照）です。

しかしながら、今なお、派遣先事業場から労働者死傷病報告が提出されない等、不適切な事案が見られることは誠に遺憾なことであります。

つきましては、貴団体の会員事業場に対し、労働者死傷病報告の提出に関し、下記の事項について再度周知徹底を図っていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、事業者は所轄の労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならないとされているが（労働安全衛生規則第 97 条）、派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、派遣先及び派遣元の事業者双方がそれぞれの事業場を所轄する労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければならないこと。
- 2 派遣先の事業者は、労働者死傷病報告を提出したとき、その写しを派遣元の事業者に送付しなければならないこと（労働者派遣法施行規則<sup>注</sup> 第 42 条）。

注) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）

